

法務省保総第227号
令和元年10月22日

最高検察庁総務部長 殿
高等検察庁総務部長 殿
地方検察庁次席検事 殿
矯正管区第二部長 殿
刑事施設の長 殿
少年院長 殿
地方更生保護委員会事務局長 殿
保護観察所長 殿

法務省保護局総務課長 瀧澤 一 弘（公印省略）

即位の礼に当たり行う特別恩赦基準の事務処理について（通知）

標記による特別基準恩赦については、令和元年10月22日付け法務省保総第226号法務省刑事局長・矯正局長・保護局長依命通達「即位の礼に当たり行う特別恩赦基準の運用について」等に基づき事務を行うこととなりますが、従来の特別基準恩赦の事務処理の実情に鑑み、下記の点に留意されたく、通知します。

なお、諸般の事情から、可及的速やかに処理することが必要となりますので、その上申事務を速やかに行い、いやくも上申庁側の事務処理事情により恩赦の決定に遅延が生じないよう特段の配慮を願います。

また、出願状況により（第6の2参照）、特に能率的事務処理を必要と判断したときは、中央更生保護審査会（以下「審査会」という。）とも協議の上、別途通知する予定です。

おって、本通知については、刑事局及び矯正局と協議済みであり、また、審査会の了解を得ているので、申し添えます。

記

第1 裁判書の謄本について

共犯者、関連違反者等について同時に上申するときは、いずれか1名の恩赦上申書に裁判書の謄本を添付し、他の者についてはこれを援用して差し支えない。ただ

し、恩赦相当意見のものと不相当意見のものの二つのグループに分かれるときは、各グループのいずれか1名に各1通を添付する。

なお、裁判書の謄本を援用した場合は、次の記載例により恩赦上申書の「付記」欄に記載する。

(記載例)

裁判書謄本は〇〇〇〇の上申書に添付につき省略

第2 調査書の記載等について

1 「資産及び生計並びに将来の生計方針」欄

本人の資産状況の疎明資料としての不動産登記簿謄本、納税証明書、預金残高証明書等の添付は、公職選挙法違反に係る案件等で、本人が相当の資産を有し、生計状態が特に問題とならないことが明らかである場合は、不要である。

2 「犯罪に関する参考事項」欄

(1) 所定の記載事項のほか、審査会における審査事務の効率化を図るため、次の記載例を参照の上、犯罪事実を簡潔に付記する。

(記載例)

ア 平成〇. 〇. 〇, 〇〇市内において、制限速度時速30キロメートルのところ、時速70キロメートルで普通乗用自動車を運転

イ 平成〇. 〇. 〇, 〇〇市内の書店において、書籍5点（販売価格合計3,500円相当）を窃取

(2) 公職選挙法違反に係る案件については、候補者の党派の別、選挙の結果（当落及び得票数）、本件発覚の端緒、犯罪事実に対する認否（捜査及び公判段階）、起訴年月日等を付記する。

(3) 税法違反に係る案件については、本税、重加算税等の納付状況を付記する。

3 「被害者及び社会の感情」欄

被害者（その遺族も含む。以下同じ。）及び社会の感情は、恩赦を相当とするか否かについての意見を含むものである。例えば、裁判時に示談が成立し、被害者から嘆願書その他これに類する書面が提出されている場合又は恩赦上申までにこれに類する書面が提出されている場合であっても、恩赦上申時にこれらの者の感情が融和しているか否か、恩赦に異議があるか否かを明らかにする必要がある。社会の感情に関しては、出願者の犯行地、居住地の有識者（例えば、監督官庁の担当者、地区保護司会長、医師会長、警察署長等）の意見を徴することが必要な場合もあると思われるが、この場合には、公平な第三者の意見を徴するような配慮が必要である。

これら被害者及び社会の感情の調査に当たっては、調査担当者に、調査の趣旨、事案の内容、出願者の現在の生活状況や心情等について熟知させ、適切な調査が

行われるよう配慮する。

被害者及び社会の感情について調査を行ったときは、その調査書を添付する。

4 「その他参考となる事項」欄

関係者が多数に上る場合、共犯者、関連違反者の処分状況は、「〇〇ほか〇〇名罰金、〇〇名起訴猶予」等の簡略な記載で差し支えないが、別途参考資料として、判決結果等を記載した関連図及び関連違反者一覧表（別紙1(1)、(2)）を添付する。

なお、この関連図及び関連違反者一覧表は、2人以上の者を同時に上申する場合は、そのうちの1名の上申書類に添付すれば足りる。

5 「総合所見」欄

(1) 犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等、今般の特別恩赦基準第4項及び第5項において共通して挙げられている考慮事項及び恩赦を必要とする具体的事情等についての検討結果を明らかにした上、それらの結果を総合した恩赦の可否についての所見を記載する。

(2) 本欄の末尾に、括弧を付して該当する基準の号数（例えば、（基準〇〇〇該当））を記載する。

第3 前科調書について

恩赦上申書の正本に添付する前科調書は、復権の上申をする場合を除き、昭和58年12月23日付け法務省保恩第246号刑事局長・矯正局長・保護局長依命通達「恩赦上申事務規程の運用について」（以下「恩赦運用通達」という。）の記の1の(3)の規定にかかわらず、道路交通法違反又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪（以下「道交法違反等の罪」という。）に係る罰金以下の刑又は刑の免除についての記載を省略したものでも差し支えない。ただし、恩赦の対象となる罪が道交法違反等の罪のほか、平成13年法律第138号による改正前の刑法第211条による業務上過失致死傷罪、平成25年法律第86号による改正前の刑法第211条第2項による自動車運転過失致死傷罪又は刑法第208条の2による危険運転致死傷罪、若しくは自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反の罪（以下「交通事故関係の罪」という。）であるときは、道交法違反等の罪に係る罰金以下の刑又は刑の免除についての記載は省略しない。

第4 情状に関する参考資料について

本人から出願のあったときは、恩赦願書の添付資料の一つとして、「身上関係書」（別紙2(1)）を本人から提出させ、これに基づいて情状等を調査して差し支えないが、同書を提出させた場合には、これを上申書に添付する。

なお、身上関係書を本人から提出させるに当たり、該当欄に記載しきれないときは、「別紙のとおり」又は「別紙に続く」として身上関係書継続用紙（別紙2(2)）

を使用するよう指導する。

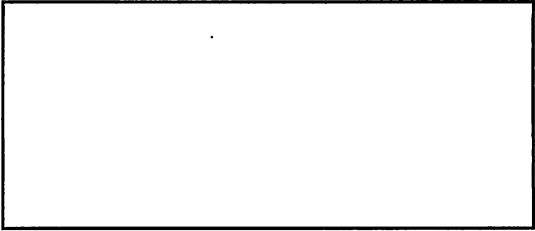
また、事案により必要と思われる項目、例えば、交通事故関係の罪又は道交法違反等の罪により刑に処せられた者については必ず交通反則歴を記載させることなどに留意する。

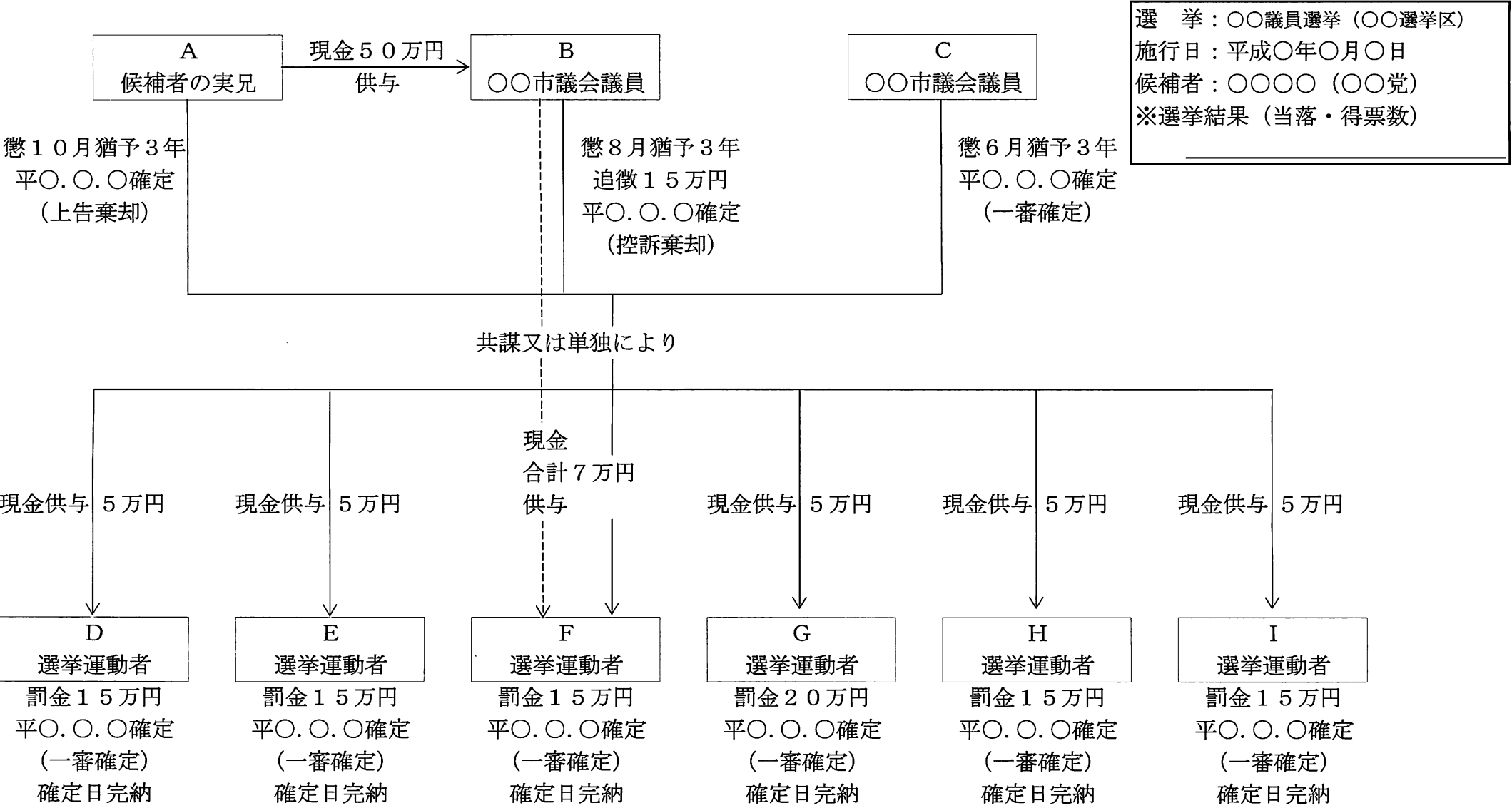
第5 恩赦願書について

- 1 恩赦願書に記載すべき出願の理由は、具体的に記載することとされている（恩赦上申事務規程解説（令和元年6月11日付け法務省保総第53号法務省保護局総務課長通知）の第12条関係の11の（4）参照）が、特別恩赦基準中「刑に処せられたことが現に社会生活を営むに当たり障害となっていること」が要件となっている復権については、特に具体的かつ詳細に記載するよう本人に指導するとともに、その疎明資料についても可能な限りこれを添付させる（「特別恩赦基準の解説」の関係部分 特別基準第5項第1号の4参照）。
- 2 出願者から提出される書類には、同一人物の筆跡と認められる多数の推薦書等が添付されていることもあるので、恩赦願書の受理に当たっては、疎明資料等の作成の真正について注意する。

第6 その他

- 1 恩赦上申後に恩赦上申書等に記載した事項に変動があったときは、その旨を書面で、速やかに審査会に通知（宛先は、保護局総務課恩赦係）する（恩赦運用通達の記の1の(8)参照）。
- 2 審査事務の計画的運用に資するため、本月22日以降令和2年4月末日までの間、「特別基準恩赦受理状況等通知」（別紙3）を当課恩赦係宛て法務省NW基本システム（サイボウズガルーン）のメッセージ機能をもって通知する。ただし、令和2年1月末までは、10日ごとに取りまとめ、各月の11日、21日、月末に通知し、同年2月以降は各月ごとに取りまとめ、翌月10日までに通知する。
なお、本月の通知は、31日からとする。





番号	氏 名	言渡し 裁判所	刑名 刑期	起訴日	言渡し日	確定日	出願日	恩赦の 種類	備考

- 注 1 関連図に本表の内容を記載できるときは、本表を省略して差し支えない。
- 2 備考欄には、先に結果が出ているものがある場合の恩赦の結果について記載する。

別紙 1 (2) (参考例)

関連違反者一覧表

番号	氏 名	言渡し 裁判所	刑名 刑期	起訴日	言渡し日	確定日	出願日	恩赦の 種類	備考
1	A	最高裁	懲 10 月 猶予 3 年	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	—	
2	B	〇〇高裁	懲 8 月 猶予 3 年 追徴 15 万	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	—	
3	C	〇〇地裁	懲 6 月 猶予 3 年	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	—	
4	D	〇〇地裁	罰金 15 万	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	復権	〇.〇.〇 不相当
5	E	〇〇地裁	罰金 15 万	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	復権	〇.〇.〇 相当
6	F	〇〇地裁	罰金 15 万	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	復権	
7	G	〇〇地裁	罰金 15 万	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	復権	
8	H	〇〇地裁	罰金 15 万	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	復権	
9	I	〇〇地裁	罰金 15 万	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	〇.〇.〇	復権	

注 1 関連図に本表の内容を記載できるときは、本表を省略して差し支えない。

2 備考欄には、先に結果が出ているものがある場合の恩赦の結果について記載する。

[illegible]

注 1 職歴、公職歴（別途履歴書添付可）はできる限り明確に書き分け、公職歴には疎明資料を添付すること。

2 資格取得予定がある場合は、必ず疎明資料を添付すること。

3 被害弁償をした事実がある場合は、示談書の写し等の疎明資料を添付すること。

4 各項目の記載に当たり、各欄に記載しきれないときは、「別紙のとおり」として、「身上関係書継続用紙」（別紙2(2)）を使用すること。

〔犯時の職業及び生活状況〕 ・ 就業状況 ・ 家族の状況 ・ 交友の状況 ・ その他 〔罪を犯すに至ったいきさつ〕 〔罪を犯した後の状況〕 〔現在的心境その他〕 〔その他参考事項〕	〔慰謝の状況〕 □被害者あり □被害者なし ・ 示談の状況 □示談成立 示談成立・和解日 年 月 日 →示談の内容と実行結果 □示談未成立 →示談未成立の理由 ・ 示談以外の謝罪・慰謝の措置の状況 □金銭支払いあり 示談分を含めた支払い総額 円 内訳 □自賠償保険 円 □ 任意保険 円 □ 自己負担 円 支払うべき金額全額を支払った場合 支払い完了の日 年 月 日 →謝罪・慰謝の措置の状況 〔交通反則の状況〕 □運転免許あり→その内容 □運転免許なし <table><thead><tr><th>処分の日</th><th>違反内容</th><th>処分結果(減点数・反則金の額・免許取消や停止の期間)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 〔現在的心境その他〕	処分の日	違反内容	処分結果 (減点数・反則金の額・免許取消や停止の期間)			
処分の日	違反内容	処分結果 (減点数・反則金の額・免許取消や停止の期間)					
本書記載のとおりで相違ありません。 令和 年 月 日 氏 名 印 住 所 〒 電話番号 生年月日 年 月 日生							

注 5 免許の効力を停止された期間について，講習を修了したためその効力停止期間が短縮されたときは，元の効力停止期間と，短縮された期間の双方を記載する。
例 停止期間〇日，短縮〇日

身上關係書 繼續用紙

[]

[illegible]

注 [] 内には、身上関係書の項目名を記載する

別紙 3 特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和 年 月 日分				庁名				
	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	0	0	0	0	0	0	0

（参考） 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

【記載要領】

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 _____

令和 年 月 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 _____

令和〇年〇月〇日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1	傷害	A	罰金 3 万円	令〇.〇.〇
2	傷害	A	罰金15万円	令〇.〇.〇
3	傷害	B	罰金10万円	令〇.〇.〇
4	公選法違反	A	罰金15万円	令〇.〇.〇
5	公選法違反	C	罰金15万円	令〇.〇.〇
6	公選法違反	D	罰金15万円	令〇.〇.〇

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。